

総行行第39号
令和6年1月19日

各都道府県市区町村担当部長
各都道府県議会事務局長
各指定都市議会事務局長 } 殿

総務省自治行政局行政課長
(公 印 省 略)

地方自治法施行規則等の一部を改正する省令の公布に伴う議会に関連する手続の
オンライン化に係る運用上の留意事項について（通知）

「地方自治法施行令等の一部を改正する政令及び地方自治法施行規則等の一部を改正する省令の公布及び施行について（通知）」（令和6年1月19日付け総行行第36号・総行福第8号総務省自治行政局長通知）により、地方自治法施行規則等の一部を改正する省令（令和6年総務省令第2号。以下「改正規則」という。）は、本日、公布されたことを通知しましたが、改正規則の公布に伴い、議会に関連する手続のオンライン化に係る運用上の留意事項を下記のとおりお知らせします。

貴職におかれては、議会に関連する手続のオンライン化について適切な運用がなされるよう格別の配慮をされるとともに、各都道府県市区町村担当課におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村議会事務局に対してもこの旨周知願います。

なお、各市区町村に対して地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて本通知についての情報提供を行っていること、及び本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1. 議会等の指定する方法による本人確認のための措置

改正規則による改正後の地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の2の4第2項ただし書きに規定する通知を行った者を確認するための措置は、主体認証（※1）による確認のほか、アクセスログ、電子メール送付等のプロセスの記録を活用した確認（※2）なども考えられるが、各通知の主体や性質等を総合的に勘案し、本人からの通知であることを確認することができる方法とするこ

と。

- (※1) 主体認証とは、本人しか知り得ない情報（パスワード等）、本人のみが所有する機器等（ＩＣカード等）、本人の生体的な特徴（指紋等）により本人認証を行う手法の総称のこと（「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」（平成31年2月25日各府省情報化統括責任者（ＣＩＯ）連絡会議決定）より）。
- (※2) アクセスログ、電子メール送付等のプロセスの記録を活用する間接的な確認方法とは、システムやネットワークなどのアクセスログを確認することや、メールアドレスのドメインを確認すること、電子メールのやりとりの中で特定の者しか知り得ないことを確認すること、継続したやりとりの内容に矛盾がないことを確認すること等を指す。

2. 国会への意見書の提出時における衆議院事務局又は参議院事務局による確認措置について

改正規則による改正後の地方自治法施行規則第12条の2の8に規定する地方自治法第99条に規定する国会への意見書の提出を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合における衆議院事務局又は参議院事務局の指定する議会を確認するための措置は、地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名を予定していること。